

議会基本条例策定特別委員会（第7回検討事項）会派検討内容

資料 2 - 2

検討事項	議員相互間の自由討議中心の運営		議員間の討議による合意形成		政策立案及び政策提言の推進		議員・委員会による条例提案の推進		政策討論会の実施		専門的知見（学識経験者等）の活用	
「考え方」 前回提示内容	議会は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努める。		議会は、本会議及び委員会において、議案等の審議、審査又は調査に当たり結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして論点及び争点を明らかにすることにより、合意形成を図るよう努めるとともに、その結果については、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。		①議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、条例や予算等の議案をはじめ、市の施策について、議会としての対案、修正案、決議、議員の一般質問等の手法により、市長等に対する政策提言を積極的にを行う。 ②議会は、議員相互間による討議を尽くし、合意形成がなされた内容については、政策立案及び政策提言を積極的にを行う。		議員及び委員会は、議会の立法機能の充実、強化及び政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行うよう努める。		議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識及び合意形成を図り、もって政策立案及び政策提言を推進するため、政策討論会を開催するものとする。		議会は、議会における自主的な審議の充実、議会による政策形成機能の強化を図り、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を積極的に活用する。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	・議会が、言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、必要に応じて、議員相互間の自由討議を推進する機会を設け、議論を尽くすよう努める。	○	—	○	・議会は議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。	○	・条文に盛り込む際には、政策提言と一緒に盛り込むこと。	△	・判断できず。 ・自由討議との兼ね合いから、先進事例を調査するなど、今後の検討課題とする。	○	・専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を活用する必要がある。
みらい福島	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
市民21	○	—	○	—	○	—	○	—	○	・闇雲にならない意味で、重要な政策及び課題に特化すべき。	○	—
公明党	○	・「議論を重ねて決める場」として必要と思われるが、38名もの討議をどのように行うのか、また、討議と討論のタテ分けが難しい。	○	・賛否を明らかにする討論で終わってるが、議案等に対して市民から求められている方向への合意形成は必要であるし、そのプロセスを示すことも大切なことであろう。	○	・まだまだ取り組めない部分があるが、議員の意見集約を行い提案していきたい。	○	—	○	・現時点では、合意形成(資料5)⇒立案・提言(資料6)⇒条例提案(資料7)の中に含まれるようにも思われるが、専門的知見を活用し再度、討論する場と考えれば、必要と思われる。	○	・立案、提言に向けて活用は必要と思われる。
日本共産党	○	・政策立案、政策提言、条例提案は積極的に推進すべきであり、そのためには議員間の討議は必要である。 また、議員間の共通認識及び合意形成を得るための政策討論会も開催すべきであり、理解を深めるためにも専門的知見を積極的に活用すべきである。 ※各項目、すべて異議なし	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—
社民党・護憲連合	○	・本市は未実施であるが、ただし、文言を「自由討議の活用」とする。（「中心」の削除） ・「議長及び委員会の委員長は、議会が討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の機会を設けなければならない。（大東市）」（議事日程に盛り込む）	○	・資料4の事項で盛り込むので、資料5は関連事項である。	○	・「考え方について」のとおり	○	・資料6の事項で盛り込むので、資料7は関連事項である。	○	・「考え方について」のとおり	○	・「考え方について」のとおり

※注）【条例案掲載】欄 ○：盛り込むべき、×：盛り込まない